

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/image1.pdf>

平成26年7月2日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	3号機	高電導度廃液系収集ポンプ(C)電動機の点検時、点検対象機器を間違え同ポンプ(B)電動機のケーブルを解線したことを確認した。当該事象の原因を調査。なお本事象による人身災害、設備への影響はない。	G III 以下

3. G III グレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	3号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電設備において燃料フィルタ差圧計の配管継ぎ手部に油のにじみ(約4cc)を確認した。拭き取りを実施するとともに、受けパンを設置済み。当該継ぎ手部を点検・修理。	
2	3号機	取水口除塵装置洗浄水ポンプ(C)の点検時、電動機用電気ヒーターのケーブル収納管に損傷を確認した。当該収納管を修理。	
3	4号機	原子炉建屋送風機(D)(非管理区域)ファン点検口下部に少量の水溜りと、ファン点検口のパッキン部に水滴を確認した。拭き取りを実施済み。現在は水滴なし。当該箇所を点検・修理。	
4	5号機	サービス建屋B・C服更衣所(管理区域)の床面に米菓(柿の種)一粒が落ちていることを確認した。当該米菓を回収。	
5	7号機	原子炉給水ポンプ用タービン(A)の点検時、タービン車室に水平継手ボルト用座金(下半側)が取り付けられていないことを確認した。当該事象の原因を調査。	